

岩手県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成28年4月15日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
川村清也後援会	照井 悟	高橋 喜一	和賀郡西和賀町上野々39地割190番地20
高橋和夫後援会	中村 光昭	足利 勝	盛岡市玉山区好摩字夏間木3番地33
及川てるひさ後援会	千葉 正幸	高橋 義春	胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢28番地1
青木幸保後援会	鈴木 穂嘉実	佐藤 孝悟	西磐井郡平泉町長島字前林70番地2 青木幸保宅